

平成30年度決算に基づく

智頭町健全化判断比率及び資金不足比率

審査意見書

智頭町監査委員

目 次

第1 審査の対象	1頁
第2 審査の期間	2頁
第3 審査の方法	2頁
第4 審査の結果	2頁から3頁
I 健全化判断比率	
II 資金不足比率	
第5 健全化判断比率及び資金不足比率の状況	3頁から16頁
I 健全化判断比率の状況	
1 実質赤字比率	
2 連結実質赤字比率	
3 実質公債費比率	
4 将来負担比率	
II 資金不足比率の状況	
第6 審査意見	16頁
【用語説明】	17頁から18頁

[凡 例]

- 1 文中及び表中の数値・比率は、表示単位未満を四捨五入している。このため計数が一致しない場合がある。
- 2 増減率とは、当年度と前年度の差額を、前年度の数値の絶対値で除したもの百分率で表示したもので表示単位未満を四捨五入した。
- 3 文中の「ポイント」とは、百分率間の単純差引数値である。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「△」は、負数を示し、増減を示すときは減を表す。
「0」、「0.0」は、該当数値はあるが、表示単位未満のもの
「-」は、該当数値のないもの
「…」は、前年度・当年度の数値の一方がマイナスの場合における対前年度増減率
比率が1,000%以上の数値となるもの
「皆増」は、前年度に数値がなく全額増加したもの
「皆減」は、当該年度に数値がなく全額減少したもの

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

なお、平成30年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、次表のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等の範囲

法令等の区分		該当会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一般会計等	一般会計		↑	↑	↑	↑	
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計 公共用地先行取得事業特別会計					
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険サービス事業特別会計					
	公営企業会計（注）	法適用企業 水道事業会計 病院事業会計 簡易水道事業特別会計 法非適用企業 公共下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計					↑
		一部事務組合・広域連合					
		地方公社・第三セクター等（注）					

注 公営企業会計とは、法適用企業(地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業)に係る特別会計及び法非適用企業(地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの)に係る特別会計をいう。

広域連合は東部広域行政管理組合、地方公社は智頭町土地開発公社、第三セクター等は(株)サングリーン智頭をいう。

第2 審査の期間
令和元年8月9日

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査に当たっては、各財政指標が法令等に規定する方法に基づいて適正に算定されているか、また、財政指標の算定基礎となる書類等が適正に作成されているか等の点について検討を加え、関係帳簿類及び証憑類の抽出調査、関係職員からの説明の聴取等を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政健全化に関する法律その他関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

審査の詳細は、次のとおりである。

I 健全化判断比率

健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため算定されておらず、「-」表示となる。

当年度の実質公債費比率は10.0%で、前年度に比べ0.5ポイント低下し、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

将来負担比率は107.1%で、前年度に比べ13.4ポイント上昇し、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

本町の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

(単位:%)

区分	27年度	28年度	29年度(B)	30年度(A)	(A-B) 増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	-	-	-	15.00	20.00
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	20.00	30.00
実質公債費比率	11.4	11.1	10.5	10.0	△ 0.5	25.0	35.0
将来負担比率	88.7	113.7	93.7	107.1	13.4	350.0	/

注 将来負担比率は、財政再生基準の対象とされていない。

注 財政健全化法では健全化判断比率において、早期健全化基準、財政再生基準を定め、健全段階⇒早期健全段階(自主的な改善努力による財政健全化)⇒再生段階(国等の関与による確実な財政再生)に区分し、財政悪化をチェックしている。

注 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

注 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

II 資金不足比率

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を策定しなければならない。

公営企業会計の資金不足比率については、資金不足額が生じていないため算定されておらず、「-」表示となる。

本町の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲内である。

資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

(単位:%)

区分		27年度	28年度	29年度 (B)	30年度 (A)	(A-B) 増減	経営健全化基準
法適用企業	水道事業会計	-	-	-	-	-	20.0
	病院事業会計	-	-	-	-	-	
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	-	-	-	-	-	20.0
	公共下水道事業特別会計	-	-	-	-	-	
農業集落排水事業特別会計	-	-	-	-	-	-	

注 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。

第5 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

I 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率の概要

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものである。

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)に対する比率であり、15.00%が早期健全化基準、20.00%が財政再生基準である。なお、本町における「一般会計等」の対象会計は、一般会計及び一般会計等に属する特別会計(2会計)である。

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(臨時財政対策債発行可能額を含む)

【用語の説明】

・実質赤字額＝繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額)

=歳入-歳出-翌年度繰越財源

繰上充用額=歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額=実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額=実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(2) 実質赤字比率の状況

実質赤字比率については、実質収支額が1億3,212万5千円の黒字となり、実質赤字額が生じていないため算定されていない。

参考として比率を求めたところ△3.72%となり、前年度に比べ1.96ポイント悪化している。実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

区分	平成29年度	平成30年度	比較	増減	増減率
実質赤字額(A)	△ 199,101	△ 132,125	66,976	33.6	
標準財政規模(B)	3,505,696	3,549,000	43,304	1.2	
実質赤字比率(A/B)	-	-	-	-	-
本町の参考比率A/B	△ 5.68	△ 3.72	1.96	-	
早期健全化基準	15.00				
財政健全化基準	20.00				

注 実質黒字である場合、実質赤字額は負の値で表示される。この場合、実質赤字比率は算定されないため、「-」で表示し、参考として、黒字の比率を「△」で併記している。

【一般会計等の実質収支額の状況】

(単位:千円)

会計	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源	実質収支額
一般会計	176,083	44,160	131,923
一般会計等に属する特別会計	203	0	203
住宅新築資金事業特別会計	203	0	203
公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0
合計	176,286	44,160	132,125

(3) 標準財政規模(健全化判断比率の分母)について

健全化判断比率では、各地方公共団体の財政規模を比較する数値として「標準財政規模[地方財政法第5条の4第1項第2号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額(臨時財政対策債発行可能額を含む)]」が採用されており、各比率の分母(実質公債比率及び将来負担比率は、この額からそれぞれ元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額)となっている。

標準財政規模の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

区分	平成29年度	平成30年度	比較増減	増減率
標準財政規模	3,360,622	3,404,956	44,334	1.3
標準税収入額等	855,203	850,724	△4,479	△0.5
普通交付税	2,505,419	2,554,232	48,813	1.9
臨時財政対策債発行可能額	145,074	144,044	△1,030	△0.7
合計	3,505,696	3,549,000	43,304	1.2

標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)は35億4,900万円で、前年度に比べ4,330万4千円(1.2%)増加している。これは主に、普通交付税が増加したことによるものである。

注 標準財政規模

標準財政規模は、「その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標」である。

地方公共団体の財政規模を比較するに当たっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれておらず単純に比較することは難しいため、これらの特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当であるとして、財政健全化法において採用されている。

臨時財政対策債

臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に補償されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。

地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振替えられているもので、発行の有無に関わらず発行可能額の100%が後年度に交付税措置されるとされている。

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率の概要

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものである。

連結実質赤字比率は、「地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)に対する比率」であり、当比率は、地方公共団体が設けている各会計を網羅するフロー指標である。

本町30年度の場合、早期健全化基準は20.00%、財政再生基準は30.00%である。

本町における対象会計は、一般会計、一般会計等に属する特別会計(2会計)、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計(4会計)及び公営企業に係る特別会計(5会計)である。

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(臨時財政対策債発行可能額を含む)

【用語の説明】

- ・連結実質赤字額=(実質赤字額合計+資金不足額合計)
-(実質黒字額合計額+資金剩余額合計額)
- ・実質黒字額=実質収支額(歳入-歳出-翌年度繰越財源)

注 ①実質赤字額・実質黒字額 = 一般会計等+公営事業会計

②資金不足額・資金剩余額 = 公営企業会計

(2)連結実質赤字比率の状況

本町の全会計における実質収支額及び資金剰余額(又は資金不足額)の合計額は、7億6,934万1千円の黒字となり、連結実質赤字比率については、連結実質赤字額が生じていないため算定されていない。連結実質黒字額は、前年度に比べ1億9,820万1千円(15.8%)減少しているが、これは主に、公営企業会計の水道事業会計で1,703万1千円(7.7%)増加したものの、一般会計で6,714万8千円(33.7%)、公営企業会計の病院事業会計で9,984万6千円、特別会計で4,436万2千円(27.7%)、それぞれ減少したことによるものである。

参考として比率を求めたところ△21.68%となり、前年度に比べ5.91ポイント悪化している。

なお、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業の特別会計については、制度的に翌年度に精算行為が行われるが、実質収支額はそれらの精算行為を加味せず、あくまでも当該年度の末における収支の状況を算定しているものである。

なお、会計別の実質収支額及び会計別資金剰余額は、次表のとおりである。

【連結実質赤字比率】			(単位:千円、%)	
区分	平成29年度	平成30年度	比較増減	増減率
連結実質赤字額(A)	△ 967,542	△ 769,341	198,201	15.8
実質赤字合計額	0	0	0	-
資金不足額合計額	0	0	0	-
実質黒字合計額	359,472	248,183	△ 111,289	△ 31.0
資金剰余額合計額	608,022	521,158	△ 86,864	△ 14.3
標準財政規模(B)	3,505,696	3,549,000	43,304	1.2
連結実質赤字額比率(A/B)	-	-	-	-
本町の参考比率(A/B)	△ 27.59	△ 21.68	5.91	△ 21.4
早期健全化基準	20.00			
財政健全化基準	30.00			

注 連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は負の値で表示される。この場合、実質赤字比率は算定されないため、「-」で表示し、参考として、黒字の比率を「△」で併記している。

会計別実質収支額は、次表のとおりである。

①【一般会計等】

会計名	平成29年度	平成30年度	比較増減	増減率
一般会計	199,071	131,923	△ 67,148	△ 33.7
住宅新築資金事業	30	203	173	576.7
公共用地先行取得事業	0	0	0	-
小計①	199,101	132,125	△ 66,976	△ 33.6

②【特別会計(一般会計等以外)のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計】

会計名	平成29年度	平成30年度	比較増減	増減率
国民健康保険事業	66,820	35,537	△ 31,283	△ 46.8
介護保険事業	93,551	80,401	△ 13,150	△ 14.1
介護保険サービス事業	0	0	0	-
後期高齢者医療	48	120	72	150.0
小計②	160,419	116,057	△ 44,362	△ 27.7
合計(①+②)	359,520	248,183	△ 111,337	△ 31.0

会計別資金剩余额(公営企会計業)は、次表のとおりである。

①【地方公営企業法適用企業】

(単位:千円、%)

会計名	資金剩余额			
	平成29年度	平成30年度	比較増減	増減率
水道事業会計	221,579	238,610	17,031	7.7
病院事業会計	381,314	281,468	△99,846	△26.2
小計①	602,893	520,078	△82,815	△13.7

注 資金剩余额については、資金不足比率の算定額を参照

②【地方公営企業法非適用企業】

(単位:千円、%)

会計名	資金剩余额			
	平成29年度	平成30年度	比較増減	増減率
簡易水道事業	0	0	0	-
公共下水道事業	3,081	566	△2,515	△81.6
農業集落排水事業	2,048	514	△1,534	△74.9
小計②	5,129	1,080	△4,049	△78.9
合計(①+②)	608,022	521,158	△86,864	△14.3

注 資金剩余额=歳入-歳出-翌年度繰越額

3 実質公債費比率(3ヵ年平均)

(1) 実質公債比率の概要

一般会計等が負担する借入金(特別会計、水道事業会計及び病院事業会計が起こした地方債に係る分を含む)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したものである。

実質公債費比率は、「一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率」であり、早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%である。

また、当比率は、地方財政法上、地方債協議・許可制度において許可を要する団体への移行基準として用いられており、18%以上になると地方債許可団体に移行することとなる。

【算定式】 実質公債費比率(3ヵ年平均)

$$\begin{array}{c}
 \text{(A)} \\
 \boxed{\text{地方債の元利償還金}} \\
 \text{(繰上償還等除く)} \\
 + \quad \text{(B)} \\
 \boxed{\text{準元利償還金(注1)}} \\
) \\
 - \quad \text{(C)} \\
 \boxed{\text{特定財源(注2)}} \\
 + \quad \text{(D)} \\
 \boxed{\text{元利償還金・準元利償還金に係る}} \\
 \text{基準財政需要額算入額(注3)}} \\
) \\
 \hline
 \text{(E)} \\
 \boxed{\text{標準財政規模}} \\
 \text{(臨時財政対策債発行可能額を含む)} \\
 - \quad \text{(D)} \\
 \boxed{\text{元利償還金・準元利償還金に係る}} \\
 \text{基準財政需要額算入額(注3)}} \\
)
 \end{array}$$

【用語の説明】

(注1) (B) 準元利金償還金[ア～オまでの合計額]

ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額及び減債基金積立不足額を考慮して算定した額。

イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの。

ウ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の財源に充てたと認められるもの。

エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの。

オ 一時借入金の利子。

(注2) (C) 特定財源

国や県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税、その他。

(注3) (D) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費、災害復旧費等に係る基準財政需要額、密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金。

(2) 実質公債費比率の状況

当年度の実質公債費比率(3ヵ年平均)は10.0%となり、早期健全化基準である25.0%を下回っている。前年度算定に比べ0.5ポイント改善している。

当年度の単年度実質公債費比率は9.8%で0.1ポイント改善している。これは、分母では、標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)の増により控除額を差し引いた合計が608万1千円(0.2%)増加したのに対して、分子では、地方債元利償還金が5,111万6千円増加したものの、準元利償還金が1,808万4千円減少し、控除額となる元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入が3,722万3千円(5.3%)増加したことなどにより、実質的な公債費の合計額が115万3千円(0.4%)減少したことによるものである。

平成30年度決算における実質公債費比率(3ヵ年平均)の状況は、次表のとおりである。

(単位:%)

区分	单 年 度			3 カ 年 平 均			
	28年度	29年度	30年度	26年度～ 28年度	27年度～ 29年度①	28年度～ 30年度②	増 減 ②-①
実質公債費比率	10.5	9.9	9.8	11.1	10.5	10.0	△ 0.5

平成30年度決算の状況(平成28年度～平成30年度までの3ヵ年平均)は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A 地方債元利償還金	487,006	467,919	519,035
B 準元利償還金	524,894	522,788	504,704
C 特定財源	9,021	7,853	4,815
D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入	712,092	705,874	743,097
分子合計(A+B)-(C+D)	290,787	276,980	275,827
E 標準財政規模	3,470,573	3,505,696	3,549,000
分母合計(E-D)	2,758,481	2,799,822	2,805,903
実質公債費比率(単年度)	10.54156	9.89277	9.83024
実質公債費比率(3ヵ年平均)	10.0		
早期健全化基準	25.0		
財政再生基準	35.0		

(ア) 地方債元利償還金(A)、準元利償還金(B)の状況

元利償還金及び準元利償還金は、前年度に比べ3,303万2千円(3.3%)増加している。これは主に、準元利償還金のうち、公営企業債の償還に係る繰出金が1,808万4千円(3.5%)減少したものの、元利償還金が5,111万6千円(10.9%)増加したことによるものである。

(単位:千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
元利償還金(一般会計等)(注1)	487,006	467,919	519,035
準元利償還金(注2)	524,894	522,788	504,704
公営企業債の償還に対する繰出金	514,615	515,515	496,970
組合等の償還金に対する補助金等	10,279	7,273	7,734
公債費に準ずる債務負担行為額	0	0	0
合計	1,011,900	990,707	1,023,739

注1 元利償還金は、一般会計等の公債費である。

注2 準元利償還金は、主として公営事業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰入金や将来の支払いを約束した債務負担行為である。

(イ) 特定財源(C)の状況

特定財源は、前年度に比べ303万8千円(63.1%)減少している。これは主に、公営住宅使用料が減少したことによるものである。

(単位:千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国・県からの利子補給	0	0	0
貸付金の財源として発行した町債に係る貸付金の元利償還金	0	0	0
公営住宅使用料	9,021	7,853	4,815
都市計画事業の財源として発行された町債償還額に充当した都市計画税	0	0	0
合計	9,021	7,853	4,815

注 特定財源は公債費に充当されているものである。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)の状況

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度に比べ3,722万3千円(5.3%)増加している。これは主に、災害復旧費等に係る基準財政需要算入額が4,347万7千円(11.5%)増加したことによるものである。

(単位:千円)

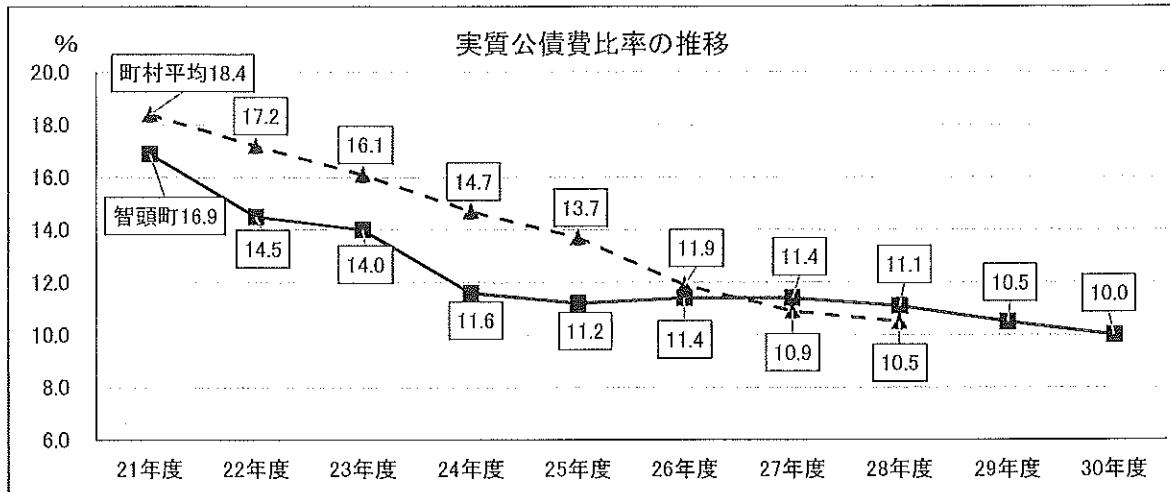
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
災害復旧費等に係る基準財政需要額(注1)	399,524	377,028	420,505
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(注2)	107,647	107,365	107,495
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(注3)	204,921	221,481	215,097
合計	712,092	705,874	743,097

注1 公防債、臨時財政対策債の償還金が主なものである。

注2 一般会計出資債及び病院事業債の償還金である。

注3 下水道費や道路橋梁費の町債償還金が主なものである。

実質公債費比率の推移は、次のとおりである。



4 将来負担比率

(1) 将来負担比率の概要

地方公共団体の一般会計の借入金（町債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。

将来負担比率は、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率」であり、350.0%が早期健全化基準となっている。

赤字比率・実質公債費比率は、フローベースの財政負担を表す指標であるが、当比率は残高（ストック）ベースでの財政負担を表す指標であり、財政再生基準は設定されていない。

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{(A) \text{ 将来負担額} \text{ (注1)} - (B) \text{ 充當可能財源等 (注2)} \text{ (充當可能基金额 + 特定財源見込額 + 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額)}}{(C) \text{ 標準財政規模} \text{ (臨時財政対策債発行可能額を含む)} - (D) \text{ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \text{ (算入公債費等の額)}}$$

【用語の説明】

(注1) (A) 将来負担額 (ア～クまでの合計額)

ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
イ 債務負担行為に基づく支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)

ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額

オ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)に係る一般会計等負担見込額

カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額

(注2) (B) 充当可能財源等 (ア～ウまでの合計額 地方自治法第241条の基金)

ア 地方債の償還額等に充当可能な基金の額

イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入(地方債を財源とする貸付金の償還金、公営住宅の賃貸料、都市計額税の収入額等)の見込額

ウ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

(2) 将来負担比率の状況

将来負担比率は107.1%で、前年度に比べ13.4ポイント悪化したものの、早期健全化基準である350.0%を下回っている。これは主に、控除金額である充当可能財源が2億1,994万7千円(1.8%)減少し、将来負担額が1億6,324万9千円(1.1%)増加したことにより、分子全体(将来負担額－充当可能財源等)が3億8,319万6千円(14.6%)増加したことによるものである。

将来負担比率の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

区分	平成29年度	平成30年度	比較 増減	
			増減額	増減率
A 将来負担額	15,121,277	15,284,526	163,249	1.1
B 充当可能財源	12,497,664	12,277,717	△ 219,947	△ 1.8
分子計(A-B)	2,623,613	3,006,809	383,196	14.6
C 標準財政規模	3,505,696	3,549,000	43,304	1.2
D 元利償還金・ 準元利償還金 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額	705,874	743,097	37,223	5.3
分母計(C-D)	2,799,822	2,805,903	6,081	0.2
将来負担比率	93.7	107.1	13.4	-
早期健全化基準	350.0			

(ア) 将来負担額(A)の状況

将来負担額は152億8,452万6千円で、前年度に比べ1億6,324万9千円(1.1%)増加している。これは主に、債務負担行為に基づく支出予定額が7,000万9千円(63.6%)減少したものの、地方債の現在高が1億6,913万円(2.2%)、公営企業等繰入金見込額が6,451万5千円(0.9%)、それぞれ増加したことによるものである。

地方債現在高は7,726万2千円で、前年度に比べ1億6,913万円(2.2%)増加している。

将来負担額の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	比較 増減額
一般会計等の地方債現在高	7,557,099	7,726,229	169,130
債務負担行為に基づく支出予定額	110,009	40,000	△ 70,009
公営企業債等繰入見込額	6,973,914	7,038,429	64,515
組合負担等見込額	71,638	70,259	△ 1,379
退職手当負担見込額	408,617	409,609	992
設立法人の負担額等負担見込額	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
合 計	15,121,277	15,284,526	163,249

(イ) 充当可能財源等(B)の状況

充当可能財源等は122億7,771万7千円で、前年度に比べ2億1,994万7千円(1.8%)減少している。これは主に、基準財政需要見込額が2億986万5千円(2.2%)減少したことによるものである。

充当可能財源等の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	比較増減額
充当可能基金 (注1)	3,012,472	3,016,926	4,454
充当可能特定歳入 (注2)	43,569	29,033	△ 14,536
基準財政需要額見込額 (注3)	9,441,623	9,231,758	△ 209,865
合 計	12,497,664	12,277,717	△ 219,947

注1 地方自治法241条に規定する基金であって、現金・預金・国債等で保有しているもの。

注2 町債の償還に充当することができる国・県等からの補助金、公営住宅の賃借料及び都市計画税などを対象としている。

注3 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政需要を合理的に算出した額のうち、公債費等について国の定めた算定額を財政需要額に算入するもの。

《将来負担額の内訳》

① 地方債の現在高

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	比較増減額
一般会計	7,555,038	7,724,665	169,627
住宅新築資金等貸付事業特別会計	2,061	1,565	△ 496
合 計	7,557,099	7,726,229	169,130

② 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	比較増減額
智頭町土地開発公社	110,009	40,000	△ 70,009

注 公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号に規定する土地の取得に要する額

③ 公営企業債等繰入見込額

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	比較増減額
簡易水道事業特別会計	1,342	1,096	△ 246
公共下水道事業特別会計	1,475,503	1,596,076	120,573
農業集落排水事業特別会計	2,142,110	2,208,825	66,715
介護サービス事業特別会計	0	0	0
水道事業特別会計	0	0	0
病院事業特別会計	3,354,959	3,232,432	△ 122,527
合 計	6,973,914	7,038,429	64,515

注 原則として、会計ごとに①と②のいずれか大きい金額を計上(ただし、経常利益の額がある企業については②の額)

①現在の繰出基準で元金償還へ繰出しが予定されている債務残高の額

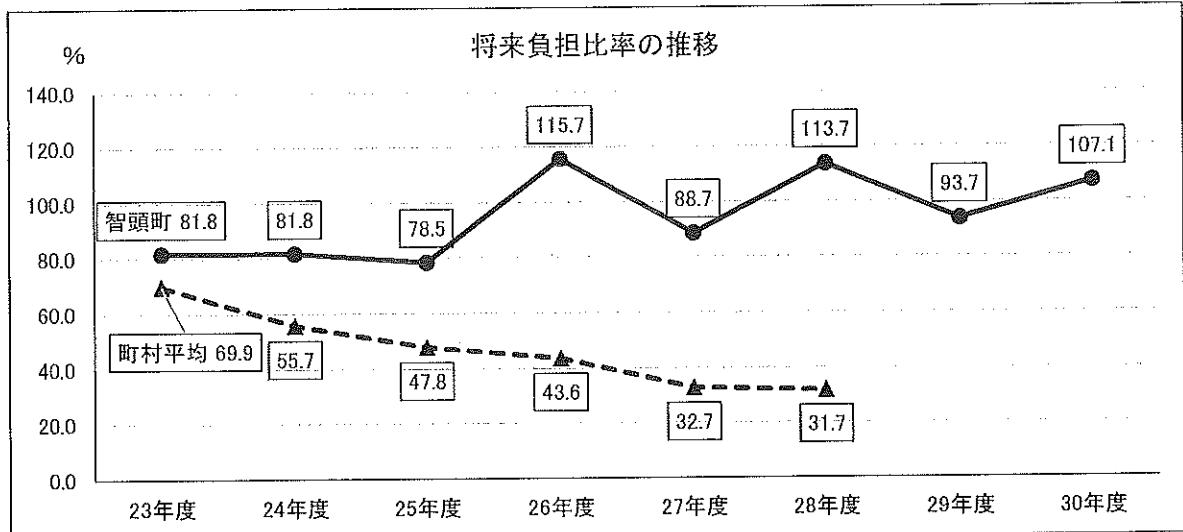
②一般会計等以外の会計の元金償還に係る一般会計等の負担割合(一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち一般会計等以外の特別会計の元金償還に充てられた額の割合)を当該年度末の前年度末における地方債の現在高に乘じた額

④ 組合負担等見込額

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	比較増減額
東部広域行政管理組合	71,638	70,259	△ 1,379

将来負担比率の推移は、次のとおりである。



II 資金不足比率の状況

1 資金不足比率（公営企業ごとに算定）

(1) 資金不足比率の概要

資金不足比率は、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。20.0%が経営健全化基準となっている。

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【用語の説明】

- ・資金の不足額=(流動負債+建設改良費等以外の企業債残高)
(法適用企業) -(流動資産+解消可能資金不足額)
(注) 流動負債及び流動資産は、算定基準による控除額を除いた額
- ・資金の不足額=(繰上充用額+支払繰延額+建設改良費等以外の地方債残高)
(法非適用企業) -(解消可能資金不足額)
- ・資金の剩余额=流動資産-流動負債-建設改良費等以外の地方債残高
(法適用企業) (注) 流動負債及び流動資産は、算定基準による控除額を除いた額
- ・資金の剩余额=歳入-歳出-翌年度繰越財源-建設改良費等以外の地方債の残高
(法非適用企業)
- ・事業の規模=営業収益の額-受託工事収益の額
(法適用企業)
- ・事業の規模=営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入額
(法非適用企業)

(2)地方公営企業法適用会計の資金不足比率の状況

公営企業2会計のうち、水道事業で2億3,861万円、病院事業で2億8,146万8千円の資金剩余额が生じており、資金不足比率は算定されていない。

本町の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

なお、参考としての比率を求めたところ水道事業会計では△391.30%となり、前年度に比べ38.47ポイント改善したが、病院事業会計は、23.61%となり、前年度に比べ6.80ポイント悪化している。

資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

区分	会計名	平成29年度	平成30年度	比較増減
資金不足比率 (資金不足額/事業規模)	水道事業	△ 352.83	△391.30	△ 38.47
	病院事業	△ 30.41	△ 23.61	6.80
資金不足額 (△資金剩余额)	水道事業	△ 221,579	△ 238,610	△ 17,031
	病院事業	△ 381,314	△ 281,468	99,846
事業規模	水道事業	62,800	60,979	△ 1,821
	病院事業	1,253,757	1,192,051	△ 61,706
経営健全化基準		20.0		

注 資金不足比率については、資金不足額が生じていないため、参考として、資金剩余の比率を「△」で記載している。

資金不足額(△資金剩余额)及び事業規模(平成30年度決算)は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

区分		水道事業会計	病院事業会計
A	資金の不足額 (a+b)-(c+d) (△資金剩余额)	△ 238,610	△ 281,468
(a)	流動負債 ①-②-③-④	1,790	218,281
	①流動負債	10,504	427,152
	②控除企業債等	8,714	208,871
	③控除未払金等	0	0
(b)	④控除額	0	0
	算入地方債の現在高	0	0
	流動資産 ⑥-⑦-⑧	240,400	499,749
	⑥流動資産	240,400	568,849
(c)	⑦控除財源	0	69,100
	⑧控除額	0	0
(d)	解消可能資金不足額	0	0
B	事業の規模 (e-f)	60,979	1,192,051
(e)	営業収益の額	60,979	1,192,051
(f)	受託工事収益の額	0	0
資金不足比率 (A/B×100) (資金不足がない場合「△」表示)		△ 391.30	△ 23.61

【区分の説明】

	流動負債	決算における貸借対照表上の流動負債の額
(a)	控除企業債	決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額
	控除未払金等	貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために翌年度に地方債を起こすこととしているものの額
	控除額	連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額
(b)	流動資産	決算における貸借対照表上の流動資産の額
	控除財源	当該年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額
	控除額	連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額
(c)	算入地方債の現在高	建設改良費以外経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度における残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額
(d)	解消可能資金不足額	事業の性質上、事業の開始後一定期間に構造的に資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額 資金不足額が生じていないときは算定不要
(e)	営業収益の額	決算における営業収益の額
(f)	受託工事収益の額	決算における受託工事収益の額

(3) 地方公営企業法非適用会計の資金不足比率の状況

法非適用の3会計は、いずれも資金余剰が生じており、資金不足比率は算定されていない。

本町の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲以内である。

なお、参考として比率を求めたところ、公共下水道事業特別会計では△0.71%となり、前年度に比べ3.25ポイント、農業集落排水事業特別会計では△1.01%となり、前年度に比べ3.16ポイントそれぞれ悪化している。

資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

区分	会計名	平成29年度	平成30年度	比較増減
資金不足比率 (A)/(B)	簡易水道事業	0.00	0.00	0.00
	公共下水道事業	△3.96	△0.71	3.25
	農業集落排水事業	△4.17	△1.01	3.16
資金不足額 (△資金剩余额) (A)	簡易水道事業	0	0	0
	公共下水道事業	△3,081	△566	2,515
	農業集落排水事業	△2,048	△514	1,534
事業規模 (B)	簡易水道事業	4,401	5,147	746
	公共下水道事業	77,895	79,967	2,072
	農業集落排水事業	49,091	50,804	1,713
経営健全化基準		20.0		

注 資金不足比率については、資金不足額が生じていないため、参考として、資金剩余额の比率を「△」で記載している。

注 資金不足額=歳出-歳入-翌年度繰越額(△資金剩余额)

《資金不足額の内訳》

(単位:千円)

区分	簡易水道事業 特別会計	公共下水道事業 特別会計	農業集落排水事業 特別会計
歳出 (a)	29,488	295,282	427,111
歳入 (c)	29,488	295,848	427,625
翌年度繰越財源 (d)	0	0	0
資金不足額 (a-c-d)	0	△ 566	△ 514

第6 審査意見

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は当該比率がなく、実質公債費比率は改善傾向にあるが将来負担比率は悪化傾向であり、資金不足比率も含めて、いずれも財政の健全段階の範囲内で推移している。

個々の比率をみると、参考値ながら実質赤字比率は△3.72%となり前年度に比べ1.96ポイント悪化している。これは主に、一般会計実質収支が減少したことによるものである。連結実質赤字比率は△21.68%となり前年度に比べ5.91ポイント悪化している。これは主に、一般会計及び特別会計の実質収支額及び公営企業会計の資金余剰額が減少したことによるものである。

実質公債費比率については、3ヵ年平均値では、10.0%となり、前年度に比べ0.4ポイント改善している。これは主に、分子の地方債元利償還金が増加したものの、準元利償還金が減少し、分母の元利・準元利に係る基準財政需要額算入が増加したことによるものである。

起債の元本償還が本格化したため、公債費は上昇傾向にあり、厳しい財政状況にある。

将来負担比率については、107.1%となり、前年度に比べ13.4ポイント悪化している。これは主に、標準財政規模が増加したものの、充当可能財源が減少し、将来負担額が増加したことによるものである。

資金不足比率については、地方公営企業法適用2会計及び地方公営企業法非適用3会計のいずれも資金余剰が生じており、資金不足比率は算出されていない。

人口減少社会に伴う生産年齢人口の減少による税収への影響が懸念されるなど、先行きの見通しが立てにくいなか、社会保障費関係経費や老朽化が進む公共施設の維持管理費などの増大傾向により、民生費、土木費及び公債費は今後も増加していくと予想されている。このため、事業の財源となる町債の発行や債務負担行為の設定など、将来、財政を圧迫する可能性が高い事業の実施に当たっては、内容等を十分精査することはもとより、地方交付税措置を受けられる地方債の活用など、過度の負担が生じないようにすることが重要である。

本町の比率は、いずれも健全段階の範囲であるが、健全化判断比率及び資金不足比率以外の各種財政分析指標にも注意しながら、健全な財政運営、健全な企業経営が安定的に維持される財政基盤を確立するよう望むものである。

【用語説明】（総務省・報道資料等から抜粋）

(1)健全化判断比率

地方公共団体健全化法において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定められている。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には「財政健全化計画」を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

また、再生判断比率(健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標)のいずれかが財政再生基準以上となった場合には、「財政再生計画」を定めなければならない。

① 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの)に対する比率。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

早期健全化基準は、市区町村は財政規模に応じ11.25%から15%、財政再生基準は、市区町村は20%。

(29年度決算：早期健全化基準以上の団体はなし。実質赤字額がある団体は市区町村で3団体。)

② 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

早期健全化基準は、市区町村は財政規模に応じ16.25%～20%、財政再生基準は、市区町村は30%。

(29年度決算：早期健全化基準以上の団体はなし。連結実質赤字額がある団体は市区町村で1団体。)

③ 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%。

(29年度決算：全国市区町村平均6.4%。早期健全化基準以上の団体は1団体。)

(※)標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じ。)

④ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(※)に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

早期健全化基準は、市区町村(政令市を除く)は35%、財政再生基準はない。

(29年度決算：全国市区町村の平均値33.7%。早期健全化基準以上の団体は1団体。)

(※)標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

(2)資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。

経営健全化基準は20%。

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならぬ。

(29年度決算：経営健全化基準以上の公営企業会計は11会計。資金不足がある公営企業会計は84会計。)

(3)一般会計等

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもの。

(4)実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費過次繰越や繰越明許費繰越額の財源を控除した額をいう。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼んでいる。

(5)標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額を加算した額である。

(6)資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本とし、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

(7)早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(8)財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(9)経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。